

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼と共感を得られる経営を企業活動の基本であると認識し、中長期的な成長の持続を目指し経営基盤の継続的強化、経営の健全性、透明性確保に取り組み、コーポレートガバナンスの継続的強化および内部統制の体制整備・強化を重要課題として掲げ、その実践に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「千代田化工建設 コーポレートガバナンス・ポリシー」(以下、当社ポリシーといいます)を策定し、当社ウェブサイトにおいて掲載しておりますのでご参照下さい。

<http://www.chiyoda-corp.com/company/corporate-governance>

《原則1-4 いわゆる政策保有株式》

当社ポリシーのII. 第1章4. をご参照下さい。

《原則1-7 関連当事者間の取引》

当社ポリシーのII. 第1章7. をご参照下さい。

《原則3-1 情報開示の充実》

当社ポリシーのII. 第3章1. をご参照ください。

なお、(i)に関して、当社経営理念および現行の中期経営計画については当社ウェブサイトに掲載しておりますので併せてご覧下さい。

<http://www.chiyoda-corp.com/company/policy/index.html>

<http://www.chiyoda-corp.com/ir/strategy/index.html>

《補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲》

当社ポリシーのII. 第4章1. をご参照下さい。

同項に記載したとおり、当社では、当社における業務執行に関する決定を迅速に行うため、業務執行に関する事項の決議機関として代表取締役をもって構成する経営会議を設置し、「取締役会規定」および「経営会議規定」においてそれぞれの付議範囲を定め、委任の範囲を明確にしております。具体的には、法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項、ならびに、これに準じる事項としてその重要性および性質に鑑み取締役会の付議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、当社の業務執行に関する決定を経営会議に委任しております。

《原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質》

当社ポリシーのII. 第4章9. をご参照下さい。

《補充原則4-11(1) 取締役会の多様性および規模に関する考え方》

当社ポリシーのII. 第4章11(1). に規定しておりますのでご参照下さい。

《補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任状況》

当社ポリシーのII. 第4章11(2). に規定しておりますのでご参照下さい。また、当社ウェブサイトに掲載している「定時株主総会招集ご通知」を併せてご覧下さい。<http://www.chiyoda-corp.com/ir/library/ichiran.php?kind=SOUKAI>

《補充原則4-14(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針》

当社ポリシーのII. 第4章14. をご参照下さい。

《原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針》

当社ポリシーのII. 第5章1. をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	86,931,220	33.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,652,000	7.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,593,000	4.45

株式会社三菱東京UFJ銀行	9,033,925	3.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	6,631,000	2.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,274,000	1.64
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,707,434	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,568,000	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,970,000	1.14
明治安田生命保険相互会社	2,265,960	0.87

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は2008年3月31日開催の取締役会において、三菱商事株式会社と資本業務提携に関する契約を締結することを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 伸男	その他											
小林 幹生	他の会社の出身者											
今出川 幸寛	弁護士											
佐久間 浩	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 伸男		○	独立役員であります。	国際エネルギー機関等の国際機関での豊富な経験及び知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役と認められるため。
小林 幹生	○	○	独立役員であります。	三菱UFJ信託銀行(株)執行役員、菱進クレジットサービス(株)代表取締役社長及び(株)日本プロパティ・ソリューション代表取締役副社長としての経験に基づき、中立かつ客観的視点からの監査等により、当社経営の健全性確保に貢

				献いただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない監査等委員である社外取締役であると認められるため。
今出川 幸寛	○	○	独立役員であります。	弁護士であり企業の法務に関する専門家として、専門的かつ客観的視点からの監査等により、当社経営の健全性確保に貢献いただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない監査等委員である社外取締役であると認められるため。
佐久間 浩			当社の大株主である三菱商事株式会社の執行役員であります。	Diamond Generating Corporation社長、三菱商事株式会社常務執行役員などを歴任され、石油・ガスを含むインフラ、発電、新エネルギーなど幅広い事業分野に精通されているとともに、国内外で出資先や事業グループの経営に深く携わってこられたことから、そのグローバルな経営全般に関する経験や知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する専任職員の独立性確保のため、監査等委員会補助職員の人事考課は監査等委員会が行い、その異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会監査の実効性を確保するため、監査等委員が社内各本部の業務執行状況を聴取すると共に、監査等委員会と業務監査ユニット及び会計監査人のそれぞれの間で、定期的ミーティングによる情報交換を行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会、業務監査ユニット及び会計監査人による三様監査連絡会を定期的に開催します。 監査等委員と会計監査人の連携は、緊密に行い、監査等委員会あての会計監査人定例報告会として、年間監査計画報告会、四半期レビュー報告会及び期末監査報告会などを開催します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2016年6月開催の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について、経営方針に従い会社業績の一層の向上へのインセンティブを高めるため、年額2億円を上限とし親会社株主に帰属する当期純利益の額の1%以内で運用する業績連動報酬制度、および会社業績の長期的向上へのインセンティブを高めるため、実質的に長期的な株価上昇に連動する報酬として、取締役に対して年額9千万円を上限とした自社株式取得目的報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2004年度から、取締役報酬を報酬の区分ごとに事業報告(営業報告書)で開示し、その事業報告をホームページで公開しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとし、2016年6月23日開催の2015年度定時株主総会決議により、以下のとおりご承認をいただいております。

a) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

1. 基本報酬(職責に対応): 年額3億円以内とする。
2. 業績連動報酬(毎期の成果に対応): 親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、2億円以内かつ親会社株主に帰属する当期純利益の額の1%以内で運用。
3. 自社株式取得目的報酬(長期的な業績向上に連動): 年額9千万円以内で、取締役(社外取締役を除く)は、役員持株会を通じて 自社株式を取得する。

b) 監査等委員である取締役

職責に対応した基本報酬として年額84百万円以内とする。

【社外取締役のサポート体制】

監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員(1名)を配置しております。

専任職員は、監査等委員である社外取締役への各種の情報伝達を含め、監査等委員会をサポートする各種職務を担います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2016年6月23日開催の2015年度定時株主総会をもって、従来の監査役会設置会社から、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)は、取締役会における決議権を持ち、代表取締役の選定や業務執行の意思決定全般(取締役に決定が委任されたものを除く)に関与する体制となりました。

当社は、監査等委員会設置会社の制度を基礎として、社外取締役4名の選任により、客観的かつ中立的立場に立った経営監視機能の確保に努めています。

<取締役会>

取締役会(月例開催)は、監査等委員を含めた取締役12名で構成されております。取締役会では、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、社外取締役の客観的かつ中立的視点から、適切な意思決定と経営監督が合理的に行えるようにしております。取締役会への付議事項には、経営計画、重要な組織人事、多額の投融資などがあります。

当社は、執行役員制度を採用しており、業務執行の効率化を図ると共に、執行役員会(月例開催、取締役会メンバーも出席)における業務報告を通じて、取締役会メンバーへの報告機能の充実を図っております。

<経営会議>

当社は、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、業務執行に関する事項の決議機関として、代表取締役4名をもって構成する経営会議

を設置しております。経営会議は、取締役会決議により定められた業務執行に関する事項について意思決定を行う他、取締役会に付議する事項の事前審議を行っております。

＜監査等委員会＞

当社は、監査等委員を3名（うち2名は常勤）で構成する監査等委員会を置いており、監査等委員会が取締役の職務執行全般に関する監査を行っております。監査等委員のうち、2名は独立役員であり、1名は財務会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の制度を基礎として、社外取締役4名の選任により、客観的かつ中立的立場に立った経営監視機能が十分に発揮される体制ができているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月5日に発送(直近実績)
集中日を回避した株主総会の設定	6月26日に開催(直近実績)
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月より実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにて公開

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき策定した「千代田化工建設 コーポレートガバナンス・ポリシー」(以下、当社ポリシーといいます)の第3章1. において、情報開示の充実について規定しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算と中間決算時は、取引所での決算開示後、同日中にアナリスト説明会を開催しています。また、第1及び第3四半期決算時には電話会議による説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明を年3回、アジア、欧州、米国にて実施しています。 加えて、 1)証券会社主催による日本で開催される説明会(カンファレンス)への参加(年3～4回程度)、 2)四半期毎の個別面談・電話会議などの方法による説明の実施など、 国内投資家向けと差のない公平開示に努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには社長メッセージとして経営施策を掲載しています。他にも、決算短信、決算発表の補足説明資料(カラー図表)などを掲載しています。 また、決算説明資料(カラー図表)などは、国内個人投資家、海外投資家への公平開示の観点から、同日中に日本語版と英語版の資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として経営企画ユニットにIR・広報・CSRセクションを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	前述した当社ポリシーの第2章において、株主以外のステークホルダーとの協働について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1)当社グループは事業の推進により社会の持続的発展に寄与することはもとより、株主、お客様、従業員などのすべてのステークホルダーから信頼と共感を得る企業であり続けるよう努めるとしたCSRビジョンを策定し、グループ社員一人ひとりの行動に展開しております。また、その活動については「グループCSR報告書」を発行し、併せてCSRへの取り組みとして当社ホームページ上でも公開しております。 2)企業が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現するためのグローバルな枠組みづくりに参加する自発的な取り組み

	である「国連グローバル・コンパクト」に署名・参加し、誰もが納得するフェアでグローバルな規範に則り、人権・労働・環境・腐敗防止等の取り組みを展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ポリシーの第3章1. において情報開示の充実について規定し、その中でステークホルダーも対象に含めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、法令等に従い、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備・運用しております。内部統制強化のために内部統制運営委員会を設置し、同委員会が社内の調整・意見集約を行い、期末または必要と判断した時点で、経営会議に対して内部統制に関する改善等の提言を行っています。経営会議はその提言を検討し、取締役会が内部統制システムについて決定を行います。

【内部統制システムの整備・運用】

1. 法令等遵守体制

- (1) 当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念および千代田グループ行動規範に従って事業活動を行う。取締役は自ら率先して範を示し、取締役会は取締役の職務執行の法令等遵守について監督を行う。
- (2) 法令等遵守体制の強化を図るために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会から経営会議に適宜状況報告や改善提言を行う。また、関連規定およびマニュアルの制定・各種研修の実施・関係情報の提供等を通じて役職員の意識徹底を図るほか、内部通報制度や相談窓口を整備しコンプライアンスの実効性を高める。なお、内部通報においては通報・相談したことを理由とした相談者または通報者に対する不利な取扱いを行わない。
- (3) 取締役会は、その意思決定の過程において、法律問題や経営判断手続などについて必要に応じて顧問弁護士等に確認を取り、客観性と透明性を高める。
- (4) 内部監査部門は、各部門における法令等の遵守の状況について監査を実施する。
- (5) 当社は、反社会的勢力には毅然と対峙し利益供与は行わない。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携して組織的に対応する。

2. 情報保存管理体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いに関し、文書管理・秘密情報管理に係る社内規定により対象文書・管理責任者・保存期間など基本的事項を定め、適切に保存および管理を行う。
- (2) 取締役会や経営会議等の重要な会議については、法令および社内規定に基づいて議事録を作成の上、適切に保存および管理を行う。

3. 損失危険管理体制

- (1) 当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定および各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築する。また、全社のリスクを統括する恒常部門を設置し、各部門に配置するリスクマネージャーが実施する活動を一元的に統括する。
- (2) リスク統括部門は、関連情報の提供や注意喚起などにより恒常的な予防・管理活動を行う一方、危機が発生した場合の事務局機能を担い有事の際の対応にあたる。
- (3) 当事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行に係るリスク管理については、テイクアップ、見積方針、プロポーザル等に関する検討会制度を整備し、加えて、コールドアイレビューシステム等の内部牽制機能を担う部門を設置し、これにあたる。プロジェクト案件の遂行面については、関係各部門が専門的な知見を用い適時にプロジェクトの遂行段階に合わせたレビュー、オーディットを実施する。

4. 効率性確保体制

- (1) 取締役会は、全社的な経営方針や重要な業務執行に関する意思決定を行い、具体的な経営計画を策定し経営目標の達成にあたる。また、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等に抵触しない範囲でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保する。
- (2) 経営目標の効率的な達成に資するよう、業務分掌および職務権限に係る社内規定に基づき、柔軟な組織編成および職務権限の明確化と委譲を行う。
- (3) 全社的な業務効率化を図るため、社内諸規定を体系的に整備するとともにその適正な運用・管理を行い、また情報システムの積極活用による効率的な情報共有・分析を行う。

5. 企業集団内部統制体制

- (1) 当社グループは、経営理念および千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行う。
- (2) 当社は、当社グループとしての業務の適正を確保し、効率性を確保するための社内規定を整備する。グループ会社管理にあたってはグループ会社ごとに担当部門を定めると共に、これを統括する部門を設置し、管理にあたる。
- (3) グループ会社は、当社と統一的な考え方に基づき、当社への適時・適切な情報の報告体制および内部通報制度を含め、当社と整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、法令等遵守に関してはコンプライアンス委員会の傘下にグループ各社からの委員をメンバーとするグループコンプライアンス連絡会を設置してグループとしての情報共有を図る。グループ会社のリスク管理・危機管理についても当社の体制に沿った展開を図る。また、グループ会社の内部監査は当社の内部監査部門が行う。
- (4) 主要なグループ会社について、当社の監査等委員が各グループ会社の監査役を兼務し必要に応じて適切な調査が行える体制とする。

6. 監査等委員会監査の実効性確保体制

- (1) 監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置く。
- (2) 当該職員の独立性確保および当該職員への指示の実効性確保のため、監査等委員会補助職員の人事考課は監査等委員会が行い、その異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

7. 監査等委員会報告体制

- (1) 役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査等委員会に報告する。当社は、監査等委員会に報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と定期的に会合を持ち、役職員から監査等委員会への報告状況等について意見交換を行い、また監査等委員会より経営会議等の重要会議への監査等委員の陪席を求められた場合はこれに応じる。
- (3) 監査等委員会は、グループ会社からの報告の実効性を確保するため、主要なグループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、企業集団の内部統制体制について意見交換および情報共有を行う。
- (4) 監査等委員会が、独自の外部専門家を監査等委員の監査のために起用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務に明らかに必要でないと証明された場合を除き、その費用を負担する。

8. 財務報告の適正性確保体制

- (1) 当社は、主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。
- (2) 当社は、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体に亘る財務報告に係る内部統制機能の実

効性を確保するため、独立性の高い内部監査部門を設置する。

【内部統制システムの運用状況の概要】

当社は、前述の通り、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。

2016年度においては内部統制運営委員会を2回開催し、各部門における運用状況の確認および情報共有を行い、継続的な改善に努めております。2016年度における主な運用状況の概要は以下の通りです。

なお、2016年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「⑤監査等委員会監査の実効性確保に関する取組み」「⑥監査等委員会報告に関する取組み」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても監査役について同様の体制を整備・運用しております。

①法令等遵守に関する取組み

・当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念および千代田グループ行動規範に従って事業活動を行っております。

・2016年度は、これまでに構築したコンプライアンス・プログラムを定着化させる取組みを行いました。具体的には、海外のグループ会社への内部通報制度導入のための関連諸規定の改定・整備、法令遵守に関する階層別研修や海外赴任前研修、ハラスメント研修等を実施、コンプライアンス委員会を5回開催しました。

・内部監査部門においては、コンプライアンス規定に基づき当社のコンプライアンス・プログラム、コンプライアンス体制、コンプライアンス関連文書等に関する監査を実施しました。

②損失危険管理に関する取組み

・当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定および各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築しております。

・危機管理については恒常部門を設置し対応にあたっており、2016年度は、海外渡航情報と外務省「たびレジ」登録の連携開始、渡航管理システムの海外の主要グループ会社への展開、海外赴任者および帯同家族向けの赴任前研修の継続的開催などを実施しました。また、海外拠点への電話による定期的なセキュリティモニタリングの実施、海外拠点および現場事務所のセキュリティサーベイの実施、国内グループ会社を含むクライシスマネジャーおよびリスクマネジャー連絡会議の開催など、きめ細かい予防・管理活動を行いました。

・プロジェクト案件の受注に係るリスク管理に関しては、担当部門によるコールドアイルビューを78案件に対して実施し継続的に管理活動に取り組みました。また、投資案件については、四半期毎にそれらの損益の状況を経営会議に報告しました。

③効率性確保に関する取組み

・当社取締役会は、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等に抵触しない範囲でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保することとしています。

・2016年度は、この職務執行の効率性確保の観点から、取締役会規定および経営会議規定の付議事項を一部改定しました。

④企業集団内部統制に関する取組み

・当社グループは、経営理念および千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行うこととしております。

・2016年度は、当社グループの業務の適正と効率性をより一層確保するため、社内規定の一部改定を行いました。

・当社グループとしての法令等遵守に関する取組みについては、各グループ会社からの委員で構成するグループコンプライアンス連絡会を5回開催し当社グループとして統制・情報共有を図りました。

⑤監査等委員会監査の実効性確保に関する取組み

・監査等委員会の監査の実効性を確保するため、代表取締役との会合を13回、業務執行取締役との会合を23回それぞれ行い、意見交換を行いました。あわせて監査等委員は経営会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、さらには監査等委員会と内部統制部門との連携のため内部統制運営委員会に出席し、必要な場合に自ら意見を述べました。

・グループ会社の監査の実効性確保を確認するため、主要グループ会社の監査役との会合を2回行い、企業集団としての内部統制体制についての意見交換と情報共有を図りました。

・当社は、監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置くこととしています。

・2016年度において当該専任職員の配置および人事考課は適正に行われました。

⑥監査等委員会報告に関する取組み

・当社役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に係る自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査等委員会に報告することとしています。

・監査等委員会は、役職員から、内部統制に関する自らの活動につき、定期的な会議、あるいはヒアリングを通じ報告を受けました。なお、監査等委員会が報告を求めた内部統制に関する重要事項の発生はありませんでした。

・なお、監査等委員会が外部専門家を監査等委員の監査のために起用するような事案は発生しておりません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、先述の内部統制体制の構築・運用＜法令等の遵守＞に記載のとおりであり、また、行動規範としては、下記千代田グループ行動規範の第5項に定めたとおりである。また、外部専門組織である神奈川県企業防衛対策協議会などと定期的及び随時に連絡をとり、必要情報を得る体制を整備している。社内連絡により反社会的勢力への対応方法を指示すると共に、社内研修等での対応を進めている。

＜千代田グループ行動規範＞

千代田グループ行動規範は以下のとおりである。

当社グループは、企業活動の基本が社会と顧客からの信頼と共感にあることを認識し、業務遂行の社会的妥当性を確保するため、国内外の法規・国際的取り決め・社内ルール遵守を徹底するとともに、次の原則に従って事業活動を行う。

1.常に品質の向上に努力して社会に有用な設備・サービスを提供し、顧客の信頼に応える。

2.企業活動に対する社会と顧客の信頼と共感を得るため、透明・自由な競争と公正な取引を実践する。

3.株主を始めとするステークホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。

4.環境問題への取り組みがエンジニアリング企業グループの活動原点の一つであると認識し、関係諸機関とも協力し合って社会に貢献する。

5.反社会的勢力には毅然と対峙し、利益供与は行わない。

6.個人及び顧客に関する情報の取扱いに留意し、知的財産権についても、所有者の権利を侵害することなく、適切に取り扱う。

7.公私のけじめをつけ、会社の利益に反する行動は行わない。

8.全ての人々の人権を尊重する。同時に従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、職場環境の整備により従業員の健康と安全の確保に努める。

9.当社グループ経営トップは、本規範に定める精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者へ周知徹底する。

また、グループ内外の声を把握し、この遵守事項に反するような事態が発生した時には、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を表明し、実効ある体制の整備に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

<<適時開示体制の概要>>

情報開示の基本方針については、当社グループの「企業行動規範」にて、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。
 当社は、こうした方針の下、法令、東京証券取引所(以下「東証」)規則及び当社管理基準に従い、情報開示を行います。

(1) 適時開示の社内規定、担当部署

当社では、適切な情報の開示と管理(インサイダー取引防止)のための社内規定を設けております。また、開示手順を明確にし、社内での徹底を図っています。
 当社の情報管理は、企画管理本部長の所管業務とし、重要事実開示・公表の担当部署は、東証向け(適時開示)には総務ユニット、それ以外の関係者向けには経営企画ユニットの担当としています。

(2) 情報収集プロセス

当社グループの役職員は、未公表の重要事実に関連する可能性のある情報を知ったときは、職制を通じて速やかに情報管理責任者である企画管理本部長に報告することとしています。

(3) 情報の分析・判断

情報管理責任者である企画管理本部長は、上述の報告を受けた後、適宜公表担当部および関連部署との協議のうえ、その要否、時期、方法等を速やかに決定します。
 ただし、経営会議では、重要事実のうち決定事項等に関連した情報開示についても審議しており、経営会議に付議された案件については、経営会議の判断が情報管理責任者の判断に優先することとしています。

(4) 情報の公表手続

機関決定を行う決算情報や決定事実については機関決定後、また、その他重要事実については、公表について企画管理本部長の承認後、できる限り早期に、東京証券取引所への適時開示の手続を行います。
 更に、特に重要な事項については、記者会見を開催するなど積極的な説明に努めます。

<<取締役会評価>>

2016年度「取締役会評価」について、次の通り実施いたしました。

<評価と分析の方法>

全取締役(監査等委員含む)に対し、取締役会の実効性に関するアンケートを配布し、全員より回答を得ました(回答は無記名方式)。その結果を整理集計した評価報告書を取締役会で議論し、取締役会の実効性に関する分析、評価を行いました。
 アンケートの主な大項目は、次の通りです。

1. 取締役会の構成 2. 取締役会の開催頻度、審議時間 3. 取締役会の決議事項、資料 4. 取締役会の議事、運営

<2015年度取締役会評価結果への対応及び2016年度取締役会評価の分析の概要>

1. 2015年度取締役会評価結果への対応

2015年度取締役会評価で指摘された課題は次の通りです。

「議案の絞込み及び審議充実に向けた論点設定」

この課題に対し、監査等委員会設置会社に移行後、取締役会規定を改定し決議事項の一部を経営会議へ権限委譲しました。委譲により取締役会での審議充実に向け、前進することができました。

2. 2016年度取締役会評価分析の概要

当社取締役会は、全般的に高い実効性が確保されているとの評価を得ました。取締役会評価の分析の主な概要は、次の通りです。

(1) 当社の取締役会は、規模において概ね適切であることが確認されました。

ただし、取締役会の構成について、議論が必要であると考えております。

(2) 当社の取締役会は、議長の適切な運営のもと、自由闊達で建設的な議論、意見交換が行われ、社外取締役が積極的な意見を述べていることが確認されました。ただし、議案の上程のタイミングについて、改善の余地があると考えております。

(3) IR活動によって得られた株主や投資家の意見を取締役会にフィードバックすることが重要であると再確認いたしました。分析結果を踏まえ、当社取締役会における審議の更なる充実を図っていくこととします。

<<女性活躍推進への取り組み>>

当社グループでは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の成立を受け、この取り組みを確実に推進、実行すべく、「女性活躍を推進する為の行動計画」(2016年4月1日付)を策定し、全従業員に対し、周知徹底を図っています。なお、同行動計画では、2020年までに新卒採用全体における女性比率を25%以上にすることを目標として掲げております。

コーポレートガバナンス/内部統制の関係図

